

◎郵便官署の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の特別徴収取扱局として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用される郵便局名を記載のうえ、当初納入される際に、その郵便局に提出してください。

キ
リ
ト
リ
線

令和 年 月 日

指 定 通 知 書

_____郵便局長 様

川口市長

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱局に指定しましたので通知します。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 許可又は承認番号 | 郵一業第1646号 |
| 2. 口座番号 | 00150-6-960175号 |
| 3. 加入者の名称 | 川口市会計管理者 |
| 4. 取りまとめ局 | 東京貯金事務センター
(〒330-9794) |